

消費者啓発参考情報「くらしの110番」トラブル情報
知らない間に子どもが高額な課金をしていた

【事例1】

小学生の子どもに家族との連絡用にスマホを渡していたが、私の知らない間にゲームをダウンロードし、登録していたクレジットカードの情報を利用して60万円分もアイテム購入に課金していた。カードの明細を見て初めて気付いた。

【事例2】

中学生の子どもが親に無断で数か月間オンラインゲームの課金をしていて、総額10万円の請求になった。時々クレジットカードとキャリア決済の利用履歴をチェックし、いつもより少し高額だとは思っていたが、他の請求と紛れてよく見ていなかった。

【事例3】

就学前の子どもに父親のタブレットを貸して無料ゲームで遊ばせていたはずが、複数の有料アプリのインストールやサブスクリプションサービスの動画を見ていたようで、クレジットカードに5万円の請求が上がっていた。ネットでの買い物ワンクリックでできる設定にしていた。子どもは課金について何も理解していない。

インターネット上で子どもが保護者に無断で課金（決済）をして、高額な請求を受けるトラブルの相談が依然寄せられています。

パスワードを教えていないのに子どもが推測して割り出したり、保護者のクレジットカードや決済機能の管理が十分でなかったりするケースがみられます。

【消費者へのアドバイス】

1. 子ども用に渡しているスマートフォンやタブレット、ゲーム機等だけでなく、子どもに貸すことがある大人用のスマートフォンや通信契約をしていない端末など、インターネットにつながる機器を子どもにさせる際は、利用について子どもと初めによく話し合っ規則を決めておきましょう。
2. フィルタリングやペアレンタルコントロール^{*}で管理しましょう。
^{*}ペアレンタルコントロールとは、子どもによる端末や機器の利用を、保護者が制限を設け管理することができる機能です。
3. 未成年者が保護者の同意なく課金（契約）をしてしまった場合は、未成年者契約の取消しが可能な場合があります。

（くらしの110番 2023年6月）

お困りの時は、北本市消費生活センターにご相談ください。

☎048-511-8800「月～金曜日（祝日・年末年始除く）10:00から12:00／13:00から16:00」

※土・日・祝日は局番なしの☎188へ（年末年始除く）